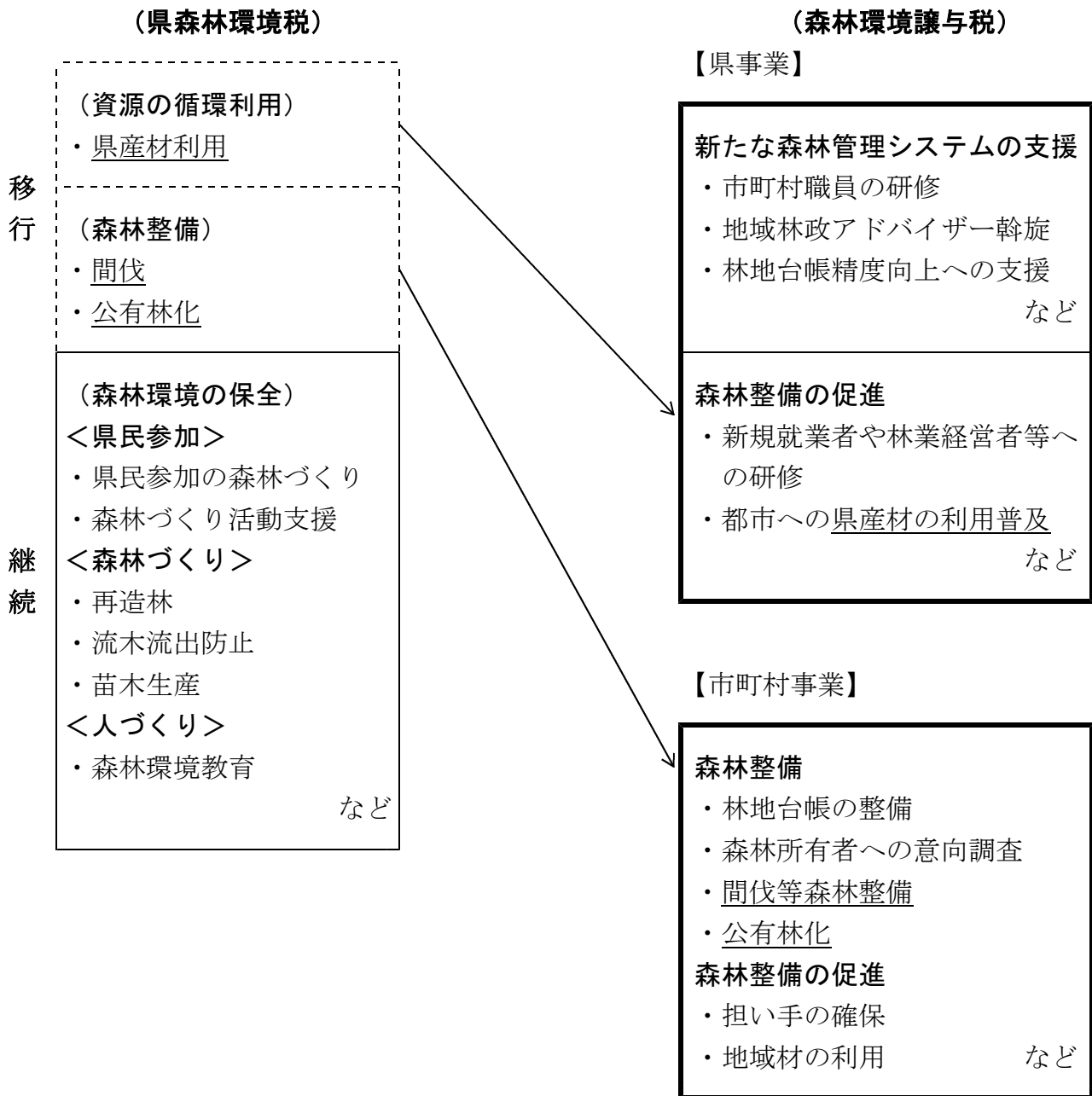


○ 宮崎県森林環境税と森林環境譲与税（仮称）の使途の整理について

(1) 宮崎県森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）等の概要

項 目	宮崎県森林環境税	国の森林環境税(仮称) 及び森林環境譲与税(仮称)
目 的	<p>森林の持つ公益的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、県民参加による森林環境の保全に向けた取組を推進。 (宮崎県森林環境税条例)</p>	<p>パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から創設。 (平成30年度与党税制改正大綱)</p>
負担方法	<p>個人県民税 年額500円 法人県民税 均等割(年額)の5%相当 (第3期:平成28~32年度)</p>	<p>個人住民税均等割 年額1,000円 (森林環境税(仮称)は平成36年度から課税。但し、森林環境譲与税(仮称)は平成31年度から譲与)</p>
税 収	<p>約3億円</p>	<p>約200(H31)~600億円(H45) (譲与額) (県内市町村への譲与見込み額:4.6~15.6億円、 県への譲与見込み額:1.1~1.7億円)</p>
使 途	<p>4つの柱による森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の理解と参画による森林づくり ・ 公益的機能を重視した森林づくり ・ 資源の循環利用による森林づくり ・ 森林を守り育む次代の人づくり 	<p>(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用 (都道府県) 森林整備を行う市町村に対する支援等に関する費用 (平成30年度税制改正大綱より抜粋)</p>

(2) 県税の使途整理のイメージ図



(3) 今後の主な予定

- ・ 平成30年12月 平成31年度税制改正大綱の公表
- ・ 平成31年1月 関連法案の国会提出
- ・ 3月 関連法案の国会採決
- ・ 平成31年度から上記の整理に基づいた事業を実施する。